

平成 17 年第 1 回土別市議会臨時会会議録（第 2 号）

平成 17 年 9 月 14 日（水）

午前 10 時 00 分 開会

午前 10 時 54 分 閉会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 報告第 1 号 専決処分の報告について

日程第 2 報告第 2 号 専決処分の報告について

日程第 3 報告第 3 号 専決処分の報告について

日程第 4 報告第 4 号 専決処分の報告について

日程第 5 報告第 5 号 専決処分の報告について

報告第 6 号 専決処分の報告について

報告第 7 号 専決処分の報告について

日程第 6 議案第 5 号 上川教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び上川教育研修センター組合規約の一部変更について

日程第 7 調査第 1 号 議会運営委員会の閉会中継続審査について

日程第 8 調査第 2 号 議会広報特別委員会の閉会中継続審査について

閉会宣告

出席議員（32 名）

1 番 田村明光君

3 番 神田壽昭君

5 番 柿崎由美子君

7 番 早川龍男君

9 番 川崎毅君

11 番 秋山武四郎君

13 番 坂本勝己君

15 番 富長俊麿君

17 番 熊田庄一君

19 番 寺下亘君

21 番 岡田久俊君

23 番 長南尚君

25 番 近藤礼次郎君

27 番 穴井芳明君

29 番 田宮正秋君

2 番 粥川章君

4 番 岡崎治夫君

6 番 池田亨君

8 番 谷口隆徳君

10 番 小池浩美君

12 番 山居忠彰君

14 番 小貫勝太郎君

16 番 山田道行君

18 番 安藤康夫君

20 番 遠山昭二君

22 番 齋藤敏一君

24 番 阿部豊吉君

26 番 菅原清一郎君

28 番 斉藤昇君

30 番 中村稔君

出席説明員

市長職務執行者	武市昇君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	相山慎二君
保健福祉部長	杉本正人君	経済部長	佐々木幸二君
建設水道部長	遠藤恵男君	朝日総合支所長	城守正廣君
農業委員会 事務局 長 事務取扱	石川通広君	監査委員会 事務局 長 事務取扱	横山日出夫君
総務部次長兼 総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局次長	吉田博行君	市民部次長 兼環境生活課長	有馬芳孝君
財政課長	三好信之君		
市立土別総合 病院事務局 長	藤森和明君		
教育委員会 委員長	佐々木正雄君	教育委員会 教育長	朝日保君
教育委員会 教育部長	佐々木文和君		

事務局出席者

議会事務局 長	辻本幸慈君	議会事務局参事	岡田成治君
議会事務局 総務課長	藤田功君	議会事務局 総務課主幹	近藤康弘君
議会事務局 総務課主査	浅利知充君	議会事務局 総務課主事	岩端聖子君

(午前10時00分 開議)

議長(西尾寿之君) ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

議長(西尾寿之君) ここで、諸般の報告を事務局長からいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 議員から送付された議案は次のとおりである。

調査第1号 議会運営委員会の閉会中継続審査について

調査第2号 議会広報特別委員会の閉会中継続審査について

2. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市長職務執行者	武市昇	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	相山慎二
市民部長	安川登志男	保健福祉部長	杉本正人
経済部長	佐々木幸二	建設水道部長	遠藤恵男
市立土別総合 病院事務局長	藤森和明	朝日総合支所長	城守正廣
農業委員会 事務局長 事務取扱	石川通広	監査委員 事務局長 事務取扱	横山日出夫
総務部次長兼 総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局次長	吉田博行	企画振興室長 兼企画課長	鈴木久典
市民部次長 兼環境生活課長	有馬芳孝	保健福祉部次長 兼福祉課長	宮沢勝己
コスモス苑所長兼 コスモスデイサービス センター所長	岡本利紀	経済部次長兼 農林振興課長	相山佳則

建設水道部次長 兼管理課長	稲澤 要	市立土別総合病院 事務局次長兼 総務課長	谷口 春三
朝日総合支所次長 兼経済建設課長	大内 孝司	総務部参事	石川 誠
総務部参事	林 浩二	財政課長	三好 信之
市民課長	池田 文紀	税務課長	伊藤 暁
介護保険課長兼 在宅介護支援センター きぼう所長	西崎 貞一	児童家庭課長	上野 暉
保健福祉 センター所長	岡 強志	桜丘荘所長兼 桜丘デイサービス センター所長	神田 裕教
商工労働観光課長	織田 勝	建築課長	土岐 浩二
土木課長	上西 康友	施設維持 センター所長	野口 和幸
上下水道課長	富田 強	地域振興課長	川越 一男
住民生活課長	深川 雅宏	保健福祉課長	川村 慶輔
農業委員会事務局 総務課長 事務取扱	齊藤 春茂	農業委員会事務局 参事 事務取扱	田中 敏宏
監査委員事務局 監査課長 事務取扱	中山 忠	市立土別総合病院 医事課長	山本 良文
教育委員会 委員長	佐々木 正雄	教育委員会 委員長職務代理者	穴田 一男
教育委員会 教育長	朝日 保	教育委員会 教育部長	佐々木 文和
教育委員会 教育部次長兼 学校教育課長	辻 正信	教育委員会 教育部次長兼 生涯学習課長兼 生涯学習情報センター所長	鈴木 隆夫

教育委員会
教育部次長兼
地域教育課長兼
朝日町学校給食センター所長兼
朝日山村研修センター所長
兼朝日農業者
トレーニングセンター館長

林 広 志

教育委員会
スポーツ課長兼
総合体育館長兼
青少年会館長

佐々木 辰 彦

教育委員会
文化振興課長兼
朝日公民館長兼
あさひサンライズホール
館 長

西 條 和 則

教育委員会
中央公民館長兼
市民文化センター
館 長

石 川 宇 多 夫

教育委員会
博物館長兼
公会堂展示館長

安 田 榮 一

教育委員会
図 書 館 長

斉 藤 洋 子

教育委員会
つくも青少年の家
所 長

高 取 淳 一

教育委員会
学校給食センター
所 長

真 木 郁 夫

3. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局長 辻 本 幸 慈

議会事務局参事 岡 田 成 治

議会事務局
総務課長 藤 田 功

議会事務局
総務課主幹 近 藤 康 弘

議会事務局
総務課主査 浅 利 知 充

議会事務局
総務課主事 岩 端 聖 子

議長（西尾寿之君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。武市市長職務執行者。

市長職務執行者（武市 昇君）（登壇） ただいま議題となりました、報告第1号 専決処分の報告について、その概要を説明申し上げます。

士別市の事務所の位置を定める条例ほか 228 件の条例の制定、及び士別市学校林経営条例ほか 4 件の条例の暫定施行につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、9 月 1 日に専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求めます。

これら条例の制定につきましては、このたびの合併が新設合併のため、合併の期日において両市町の例規がすべて失効しましたことから、先の合併協議会での協議、並びに確認されました各種事務事業等の調整により即時施行するもの 229 件、及び暫定施行するもの 5 件の、合計 234 件であります。

これら条例 234 件につきましては、条例集を配付し、去る 8 月 19 日に概要の説明をさせていただいたところであります。

よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。齊藤 昇議員。

28番（齊藤 昇君） 今朝になって2つほどの条例が差し替えを余儀なくされたんだけど、今朝になって差し替え、もうこれ以上差し替えないのかっていうのが1つですよ。私どもに配られたのは早い時期だったわけだけでも、なぜこの、そういう点検が今朝になるまでされないで、今朝になって急遽あわただしく差し替え、差し替えるってことはいいことですよ。どういう点検作業が各部署でやられたのかっていうことと、それから条例集そのものが印刷なんかに入っていている段階なのか。そうなりますと、今日差し替えた分がどうなるのかっていうことがあると思うんだけど、この点について承っておきたいと思うんです。

議長（西尾寿之君） 相山総務部長。

総務部長（相山慎二君） 本日急遽そういう事態になりましたことについて、まずはもってお詫びを申し上げなければならぬというふうに感じております。後段の印刷云々の関係については、この後規則等々の整理等々がありますから、まだそこまでの段階には至っておりませんので、今日差し替えさせていただいたものについてはそういった内容に基づいて正規に印刷にかかっていくということでございます。それで、確かに今お話にありましたように大変申し訳ない事態だというふうに感じておりまして、これらにつきましては従前からそういう形について十分検討してきた中身の中でそういう事態が生じたということについて、確かに今御指摘のありましたようなことについてはちょっと欠落した部分があったのではないかとということで反省をいたしておりますので、そういうことで御了承いただければと思っております。

議長（西尾寿之君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第1号は原案のとおり承認と決定いたしました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第2、報告第2号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。武市市長職務執行者。

市長職務執行者（武市 昇君） （登壇） ただいま議題となりました報告第2号 平成17年度士別市一般会計・各特別会計並びに各企業会計の暫定予算の専決処分について、御説明申し上げます。

今回の暫定予算の編成は、9月1日の合併により新たな地方自治体が設置されたことに伴い、行政運営が滞ることなく執行されるため必要な経費について予算措置を講じたものであります。議会の議決など事前に対応することが不可能であることから、専決処分をいたしたもので、以下、順次その内容を御説明申し上げます。

まず、一般会計の歳出予算についてであります。基本的に、人件費、扶助費、公債費、事務経費など、義務的経費のほか、市庁舎、朝日総合支所などの各種施設の維持管理に必要な経費として3ヵ月分の予算計上をいたしたところであります。

さらに、9月1日という年度途中の合併期日から、両市町においては、既に、通年ベースでの

予算執行がなされていることから、投資的事業等についても発注を終え、新市で支払いが生じる事業、あるいは工事期間の関係から暫定予算の期間中に発注をしなければならない事業については予算の計上をいたし、その結果、歳出総額を 56 億 6543 万 2 千円と定めたところであります。また、債務負担行為につきましては、旧市町の債務負担行為のうち新市に引き継ぐ事項について所要の措置を講じたほか、暫定予算期間中の一時借入金の限度額について 60 億円と定めたところであります。

次に、診療施設特別会計ほか 9 特別会計についてであります。一般会計と同様の考え方で予算の編成をいたしました。特別会計合計で 29 億 5832 万 4 千円と定めたところであります。また、公共下水道・農業集落排水事業特別会計につきましては、新市に引き継ぐ債務負担行為について所要の措置を講じたほか、国民健康保険事業特別会計における一時借入金の限度額を 2 億円と定めたところであります。

次に、企業会計についてであります。水道事業会計につきましては、水道事業費用、資本的支出合わせて 2 億 3877 万 1 千円を計上いたしましたほか、棚卸資産の購入限度額など必要な事項について所要の措置を講じ、病院事業会計につきましては、病院事業費用、資本的支出合わせて 13 億 3125 万 7 千円を予算計上するとともに、棚卸資産の購入限度額などについて所要の措置を講じたほか、暫定予算期間中の一時借入金の限度額を 13 億円と定めたところであります。

なお、一般会計・各特別会計における歳入についてであります。各事業に伴う国・道支出金、建設事業に伴う地方債などの収入が年度末になることから、歳出超過型の予算編成となり、この不足については一時借入金で補うものであります。

以上、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分いたしました各会計の暫定予算の概要について御説明申し上げましたが、よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。（降壇）議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。小池浩美議員。

10 番（小池浩美君） 介護保険事業及びサービス事業にかかわって、1 点だけお聞きしたいと思っております。10 月 1 日から、今年のですね、10 月 1 日から介護保険制度改正されたものが実施されることになっております。これは、もう皆さん御存知のように特別養護老人ホーム、老健施設などの居住費、いわゆるホテルコストと言われるものですね。光熱費や水道代。こういうものが自己負担になるということと、デイサービスでの食費も増えるということ。それから、ショートステイなどでの食費や、あるいは滞在費といったものも保険給付の対象から外れるので利用者の自己負担となると。こういうことで市民にとっては大きな関心事でありますし、利用者の負担が増えるのではないかという不安が大きいわけです。

それで、まず初めにですね、今回の介護保険制度改正、これによってですね、サービスを利用する人。所得によって全然変わらない人もいる。あるいはむしろ減額になるという人もいる、あるいは増えるという人もいる、といろいろなケースがあるようです。また、様々な低所得者に対する軽減措置もあると聞いておりますので、この新しい改正の制度の仕組み、簡単に御説明願いたいと思います。

議長（西尾寿之君） 西崎介護保険課長。

介護保険課長（西崎貞一君） 介護保険制度が導入されて、現在 5 年が経過しているところでございます。介護サービス費用が増大する中で、平成 18 年度から始まります第 3 期介護保険事業

計画期間の介護保険料の上昇をできる限り抑えるために、介護保険から現在給付されております費用の内、介護保健施設などにおいて利用者に負担していただく居住費と食費について、所得の低い方の欄に配慮しながら負担基準額を設定し、10月から居住費については、例えばコスモス苑を例で申し上げますと、多床室施設となりまして光熱水費相当分として1ヵ月当たり1万円を負担していただくことになっておりまして、さらに食費につきましては現在食材費として1ヵ月当たり2万4千円負担していただいておりますけれども、10月からは調理費も含めまして4万2千円を負担していただくということになります。

そこで、所得の低い方に対する配慮、すなわち補足給付ということですが、新たに利用負担段階を第1段階から第4段階まで設定をさせていただきます。まず、生活保護者や市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者の方は第1段階となりまして、現行2万5千円の負担を保険者が増額分の差額を補足給付することによりまして、改正後も同額に据置かれることになってございます。それから、同じく市民税非課税世帯で年金収入等が80万円以下の方々につきましては第2段階ということで、現行4万円の負担を高額サービス費を1万円引き下げるとともに保険者が補足給付を支給することで改正後は3千円引き下げられまして、3万7千円の負担となることになってございます。それから、同じく市民税非課税世帯で年金収入等が80万円以上266万円の方を第3段階といたしまして、現行4万円負担が、保険者が補足給付を支給することによりまして増額を軽減し負担増を1万5千円程度に抑えまして5万5千円程度の負担をいただくことになってございます。また、市民税の課税世帯に属する方につきましては第4段階ということでございまして、利用者負担額は新たに施設と契約して負担していただきますので、第4段階の方につきましては増額負担ということになります。以上でございます。

議長（西尾寿之君） 小池浩美議員。

10番（小池浩美君） 所得によって現行のまま、あるいはむしろ少し下がるっていう部分もあるということがわかったんですが、それでですね、土別市内でこの制度の対象になる施設ですね、どんなようなものがあるのかということ。居住費のみならず食費でも負担増になったりするわけですから、デイサービスとかショートステイですね、そういうものを行っている施設も含めてですね、どんな施設があるのかちょっと施設の名前を教えてくださいと思います。それが1つと、またもう1つ。そこら辺を利用している人たちすべてが対象になると思うんですけども、その対象者は全体で何人くらいになるのかを教えてください。

議長（西尾寿之君） 西崎介護保険課長。

介護保険課長（西崎貞一君） お答えいたします。市内の対象施設名ということでございますが、まず、コスモス苑に入所されている方、それと併設されておりますショートステイ、デイサービス。それから桜丘荘のデイサービス。ポヌール土別に入所されている方と、それからショートステイ、デイケア、それから、のぼぼんのデイサービス。それから朝日にございます美土里ハイツに入所をされている方、同じくショートステイ、デイサービスということで土別市内に事業所がございます。この事業所を入所利用されている方が対象となってきます。

次に、対象人員ということでございますが、コスモス苑等のいわゆる特別養護老人ホームに入所されている方が一応120人、ポヌール等の老人保健施設の方が103人、それから介護療養医療型施設につきましては30人ということで合計で253人ということになってございます。また、いわゆる通所系のショートステイ、それとデイサービスの利用者につきましては、400

人ということで、合計で約 653 人ということで見込んでいます。

議長（西尾寿之君） 小池浩美議員。

10 番（小池浩美君） それで、問題になるのは負担が増えるという人ですね。そういう人はじゃあ実際これだけの人数の中で、特に居住費のかかわりですね。居住費を納めなきゃならない人で、何人くらいいるのか。それから、また短期入所あるいは通所というような人たちは何人くらいいるのか。負担増をする人ですね。それがわかりましたら教えてください。

議長（西尾寿之君） 西崎介護保険課長。

介護保険課長（西崎貞一君） お答えいたします。先ほども申し上げましたように、介護保険施設等の利用者はいわゆる第 1 段階から第 4 段階までに区分されることになってございます。そこで段階別の人数ということになると思いますが、これは推計ということになってございますが、一応第 1 段階については約 5 人程度、第 2 段階 153 人、第 3 段階 55 人、第 4 段階 40 人と見込んでございます。この内第 3 段階と第 4 段階につきましては、負担増になるということで推計をしております。それからまた、通所系のサービス、デイサービス、デイケアの利用者につきましては、食事の負担にかかわってまいります。現在概ね 400 円程度の負担となっておりますが、これが今後におきましては 500 円から 600 円程度で事業所等との契約により負担することとなります。これにつきましては施設の方と違しまして、保険者の補足給付の対象ということになってございませぬので、実質負担増になってくるかと思っております。以上でございます。

議長（西尾寿之君） 小池浩美議員。

10 番（小池浩美君） 今、ホテルコストの方の負担増で第 3 と第 4 で 55 人と 40 人が増の対象になると言われましたが、それが保険者の方のいろいろな救済措置で、この人数まるまる増になるわけではないんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

議長（西尾寿之君） 西崎介護保険課長。

介護保険課長（西崎貞一君） これはあくまでも推計でございまして、実際にこれから私ども各事業所の方も訪問しまして、これらの制度について周知をさせていただくことが 1 点と、それによりまして申請をいただく、申請に基づいて所得調査等を実施したいということで考えてございますので、この数字がまるまるにはならないかと思っております。あくまでも推計と言うことで御理解いただければと思います。

議長（西尾寿之君） 小池浩美議員。

10 番（小池浩美君） まだ確たる数字はわからないようですので。それでですね、10 月 1 日から制度が実施されるんですけども、1 番大事な利用者への説明ですね、あるいは通知、そういうのはもう当然されなきゃならないと思いますが、どのようになされているかということが 1 つと、それから利用していない私たちのような一般市民ですね。一般市民に対してはこのことについてどのように通知をされるのかということ。そのように負担軽減のいろんな措置もあるんだということも含めて、私は徹底的にこれは市民に知らせていくべきだと思いますが、どうでしょうか。

議長（西尾寿之君） 西崎介護保険課長。

介護保険課長（西崎貞一君） PR の方法でございまして、現時点で考えてございますのは、広報しべつによるお知らせということが 1 点。それからそれぞれの施設入所者には施設ごとに家族説明会などを開催していただきまして、周知を図りたいということで考えてございます。さ

らに、通所のサービスを利用されている方につきましては、こういう制度がありますよということで申請もということで個別に申請の用紙等を送付することになってございますし、また、地域ケア会議ということで各事業所のケアマネージャー等が集まって会議をするわけで、情報交換等あるいは総合調整、指導等をするわけでございますが、この中でも説明会を行いましてこれらの制度の周知を図ってまいりたいということで考えてございます。以上です。

議長（西尾寿之君） ほかに御発言ございませんか。斉藤 昇議員。

28番（斉藤 昇君） 暫定予算でございますから、あれこれ言うのは避けようと思うんだけど、1点だけちょっとお伺いしたいと思うんです。暫定予算の説明書の129ページ。特にこの中でも朝日のパークゴルフ場の維持管理事業費。これがこの3ヵ月で684万4千円まだ残ってるというふうになってございますけれども、これの当初予算というのはいくらで、そして維持管理の委託契約はいくらで、どこの業者にどういう形で落とされているのか。後、その委託契約やなんかは後いくら残っているのか。こういう若干細かいことだけれども、お聞きをしておきたいと思うんです。

議長（西尾寿之君） 林教育部次長。

教育部次長（林 広志君） それではお答えをしたいと思います。このパークゴルフ場の関係でございますけれども、当初予算では全体で784万9千円というようなことでございます。それで、今回暫定予算につきましては684万円ということでございます。それで、今お話にありました委託料の関係でございますが、暫定予算の多くは委託料でございます。652万9千円でございます。ほとんどがこの委託料に当てられております。これにつきましてはですね、業者につきましては旭川のグリーン工業というところに委託をしてございます。この方法といたしましては、支払いにつきましては事業完了後一括支払いというようなことで理解をいただいておりますのでそのような状況になってございます。以上です。

議長（西尾寿之君） 斉藤 昇議員。

28番（斉藤 昇君） そうすると、委託契約は4月からの委託契約だと思うんだけど、これまでどんな作業をこの業者はなされてきたのかということと、完了時に委託料払うんだと、途中で払うやつは一切ないと。朝日の中ではほとんど委託契約ってというのはこの手の後払いの、全部仕事が完了してからの委託契約、こういう形を全体でとっていらっしゃるということなんですか。これだけをそういうふうにしたというのであれば、なぜこれだけがそうなっているのかということをお伺いしたいと思うんです。例えば、旭川の業者、力あるのかもしれないけれども、私はパークゴルフ場の管理業務、こういうものは今度は土別になったわけだから土別の業者だって、今現在朝日にある業者だってできるものだと思うんです。そういうことから考えますと、私は中小業者が請け負ってやるにしてもですよ、毎月毎月の仕事ってというのは実績があるわけだから。やはりそういう点では毎月毎月支払う必要あるんじゃないか。体育協会なんかこれ委託したってやっていけませんよ。金、原資ないんだから。一括12月に精算だなんて言われてもですよ。そこらへんの経過も含めてお知らせいただきたい。

それから土別でも今言われたように、こういう形での委託契約というものは現在まであるのかどうか。この点もお聞かせいただきたいと思うんです。

議長（西尾寿之君） 林教育部次長。

教育部次長（林 広志君） それでは最初の委託内容というようなことでございます。1つにはで

すね、コース管理というようなことでありますが、その中には芝管理。いろいろ芝の刈り込みですとかのり面の除草とかということがございます。それから除草剤の散布、目土の散布というようなことでございます。それから融雪の散布がさっき言いましたコースの管理の部分でございまして、そのほかにすね、いわゆる施設の管理というようなことで、これがございまして、これにつきましては、管理棟含めての管理でございまして、そういうふうな作業内容になってございまして。

それで、すべて朝日町はこのような委託内容になっているかと言いますと、これがすべてではございません。パークゴルフ場につきましてはすね、たまたま経過もってという話が今ありましたので、たまたまこの箇所の契約につきましては当時の建設の管理課の方で事務の方をとり進めておりまして、これらについてはすね、たまたま工事ですか、コース管理につきましては月ごとでなく、実績方式をとっておりますのでありますが、その中にはやっぱり施設管理もございまして、そんなことで、齊藤議員が言われましたようにほかの契約も含めてすね、毎月管理費については支払はするべきでないかというふうな御指摘がありました。これにつきましてはすね、朝日町ではこのものについてはこういうふうな契約はしてございましたけれども、今後につきましてはすね、土別市と合わせたと言いますか、それに習った方法で来年度以降についてはしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（西尾寿之君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） 土別のこれまでの維持管理契約における支払いの状況等ですけれども、土別の方は維持管理的なものについてはほとんどのものが一月ごとの精算と。あるいは、前段二月分をまとめて払って最終的に実績出た段階で精算をするというような方法を取っております。以上でございます。

議長（西尾寿之君） ほかに御発言ございませんか。熊田庄一議員。

17番（熊田庄一君） 民生費の中でちょっと御質問させていただきます。生活保護扶助費1億円となっておりますが、説明の中のこの部分ではちょっと理解ができませんのでもう少し中身を詳しく、何人いていくらの計算でこうなったというような形の説明をお願いしたいと思います。

議長（西尾寿之君） 宮沢保健福祉部次長。

保健福祉部次長（宮沢勝己君） お答えいたします。生活保護はまず9月1日現在の生活保護の状況を申し上げますと、保護世帯では旧土別市分で164世帯、朝日町分で18世帯、あわせて182世帯となっております。それから、被保護者数でありますけれども、土別市分で229人、朝日町分で26人、あわせて255人となっております。そこで、生活保護の積算なんですけれども、国から細かい基準が示されておまして、それに基づきましてそれぞれ生活費を算定するということになっております。それで、1億円の中身なんですけれども生活扶助費として3,074万4千円、住宅扶助として586万6千円、介護扶助として390万円、医療扶助として5,500万円、その他扶助ということで449万円、あわせて1億円を暫定予算3ヵ月分ということで計上させていただきました。以上でございます。

議長（西尾寿之君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西尾寿之君) 御異議なしと認めます。

よって、報告第2号は原案のとおり承認と決定いたしました。

議長(西尾寿之君) 次に、日程第3、報告第3号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。武市市長職務執行者。

市長職務執行者(武市 昇君) (登壇) ただいま議題となりました報告第3号 土別市指定金融機関の指定の専決処分について、御説明申し上げます。

9月1日の合併に伴い、地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項に基づく、市の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせる金融機関として旧土別市の指定金融機関である株式会社北海道銀行を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により指定いたしましたものであります。

よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(西尾寿之君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。斉藤 昇議員。

28番(斉藤 昇君) 3ヵ月間は北海道銀行を指定金融機関にすると。新しい市長が誕生するとまた指定金融機関がどこになるかということになっていくんでしょうか。それから、朝日は指定金融機関が土別信金だったけれどもここの兼ね合いは、今道銀だけ指定金融機関になりましたけれども、旧朝日町は信金が指定金融機関でございましたけれども、これらの関係はどういうふうに取り扱われていくものなんでしょうか。この点お伺いしておきたいと思うんです。

議長(西尾寿之君) 三好財政課長。

財政課長(三好信之君) お答えいたします。指定金融機関の関係ですけれども、今回の専決処分いただきましたのは暫定予算の方は3ヵ月ですけれども、指定金融機関につきましては解除するまでは1つの指定金融機関ということになりますので、契約上は単年単年契約ですので18年の3月31日までの指定金融機関の契約になっております。朝日のこれまでの指定金融機関の土別信用金庫の関係ですけれども、土別信用金庫の方は収納代理金融機関として指定をさせていただいております。公金の収納の方を扱うというようなことになっております。以上でございます。

議長(西尾寿之君) 斉藤 昇議員。

28番(斉藤 昇君) もうちょっと詳しく言って。

議長(西尾寿之君) 相山総務部長。

総務部長(相山慎二君) ただいま財政課長が申し上げたことにちょっと補足をさせていただきますと、指定金融機関の問題につきましては合併時の中で法定協議会の中でも御確認をいただいたわけでございますけれども、地元の金融機関、先ほど話しありましたけれども信用金庫が今まで朝日の指定金融機関をやっていたというようなこともございます。それで、当面は道銀が本市の指定金融機関でありましたし、年度途中ということもありますので、そのまま取り扱いの規模等々から考慮いたしましてそのまま引き続き北海道銀行を指定するという内容になっております。

それで、契約上は今申しあげました1年1年という形になりますけれども、双方に異議がなければ継続をするという契約になるかと思えます。ただ、そういった経過の中で、一時土別信用金庫からも新市においての指定金融機関について、一つ配慮を願えないだろうかという要請というものがございました。それらを踏まえて、18年度議会も4月で新たに5月から構成される、そういったことを踏まえて18年度中に改めてその指定金融機関の取り扱いについて協議をするという形になってございますので、最終的には今の段階で確定しているのは18年度いっぱいまで、19年の3月31日ですか、そこまでは北海道銀行が継続して指定金融機関となると。ただ、それらのことについては今後それらの要望があがってくるというふうに想定をいたしておりますので、そういった段階で十分どちらを指定をするのかということを検討をして今後の指定金融機関の指定につなげていきたい、そのように考えてございます。

それと、信金の収納代理金融機関につきましては、収納代理金融機関というのは収入だけ受けるという形になります。公金を受けるとい形になりますから、市内にある全金融機関については収納代理金融機関として指定をいたしておりますし、それはどういう形になろうとすべての市内にある金融機関がそういう形で収納代理金融機関として取り扱っている。また、一つには、信金につきましては本市の病院の出納取扱金融機関として病院の収入支出については今事務として継続して取扱っている、そういう状況にございます。

議長（西尾寿之君） 菅原清一郎議員。

26番（菅原清一郎君） ただいまの斉藤議員の関連質問になるわけですが、実は指定金融機関については新市長が誕生してから改めて御質問申し上げたいなというふうに思っていたわけですが、せっかくの機会ですので私の方からちょっと一点質問させていただきたいし、またそういうふうに考えていただけないか要望もしたいわけであります。

実は、指定金融機関についてはですね、この8月31日で土別信金に朝日町が存在した中で公金が31日にすべて道銀の方に異動されたということを知っているわけであります。当然そのように合併でありますから、財産もそのように合併協議の中の確認事項として行われたのは御承知のとおりでありますし、我々も認知をしているところであります。そういう中でですね、地元の業界が、あるいは信用金庫を利用している住民並びに企業がですね、どういう影響が今日のおきているかということが非常に私、興味もあってですね、いろいろ金融機関と話をする機会があります。そういう中でですね、現在土別信用金庫朝日支店はですね、4名の体制でやられているわけですが、御承知のとおり郵政の民営化に伴ってですね、今後郵政事業がどうふうに変革していくかわからない状況の中で非常に不安を覚えております。というのはですね、やはり隣の上土別支店がですね、出張所扱いになって融資業務が全部本店扱いとなると。そうなってくると、すべてのですね、金融機関に対する融資業務については本店まで足を運ばなきゃいけないと。そういうと時間的なロスも非常に大きいということやらですね、将来道銀の指定金融機関をこれから継続していくとなるとですね、朝日町に金融機関がなくなるんじゃないのかなと。上土別と同じような状態の出張所扱いになるんじゃないかということが非常に心配されているわけであります。これは住民の皆さんもそうでありますけれども、特にやはりその、金融の融資を受ける企業なんかはですね、大変なやっぱり問題になっているわけであります。私は先程も申したとおりですね、新市長が誕生した暁には先ほど総務部長からの御答弁の中のことよくわかるんでありますけれども、やはり旧朝日町民の痛みを少し味わって

いただかんきゃいけないと。ここに暮らしていらっしゃる方はなんの不都合もなんの不便も感じないわけであります。しかし、朝日町で生活をし、金融機関を利用する住民、それから企業に対してはですね、大変な大きな問題となっております。また改めてこのことについては一般質問なりさせていただきましても、この機会にですね、その辺の柔軟的な考え方をさせていただかんきゃいけないし、やっぱり地域の振興を図るときには地域の金融機関をですね、メインに考えていただかんきゃいけないんじゃないのかなというふうに私は思っております。この機会にその辺の考え方も含めて再度御答弁いただきたいと思っております。

議長（西尾寿之君） 相山総務部長。

総務部長（相山慎二君） 前段、公金の流れが変わったということのお話がありました。当然、歳計現金上の公金については一カ所に本庁で全部取扱うことになっておりますからそれらについては変わりない。ただ、従来朝日町が指定金融機関として信金に基金等の預金をしているというような状況がございます。それらについて、道銀に異動したという事実はございませんし、そのまま土別信用金庫に預金として残していると。そのことの方針については今のところ変える考え方はございません。

それと、今いろいろ指定金融機関の問題について今後のあり方等々についてお話がございましたけれども、これらについてはそういうことも含めてですね、今後十分検討される課題であろうというふうに考えております。

議長（西尾寿之君） ほかに御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第3号は原案のとおり承認と決定いたしました。

議長（西尾寿之君） 次に、日程第4、報告第4号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。武市市長職務執行者。

市長職務執行者（武市 昇君）（登壇） ただいま議題となりました報告第4号 町の名称の変更に係る専決処分について、御説明申し上げます。

本専決処分につきましては、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、土別市の区域における町の名称について、合併協議会で交わされた合併協定書の協定内容に沿い、旧朝日町の区域における町の名称について字の字句を削除し、あわせて市の名称の次に朝日町の字句を加える変更を行うものであり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により行ったものであります。

よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西尾寿之君) 御異議なしと認めます。

よって、報告第4号は原案のとおり承認と決定いたしました。

議長(西尾寿之君) 次に、日程第5、報告第5号から報告第7号までの専決処分の報告について、以上、3案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。武市市長職務執行者。

市長職務執行者(武市 昇君) (登壇) ただいま議題となりました報告第5号 北海道市町村備荒資金組合への加入について、報告第6号 上川北部地区広域市町村圏振興協議会への加入について、及び報告第7号 士別地域介護認定審査会への加入についての専決処分について、一括御説明申し上げます。

北海道市町村備荒資金組合、上川北部地区広域市町村圏振興協議会及び士別地域介護認定審査会につきましては、旧士別市議会及び旧朝日町議会の第2回定例会において、それぞれ脱退の議決をいただき、8月31日をもって旧士別市及び旧朝日町は脱退いたしましたところであります。

これら3団体につきましては、新市において引き続き加入することとなっておりますので、9月1日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分によりそれぞれの団体へ加入いたしましたところであります。

よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(西尾寿之君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西尾寿之君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西尾寿之君) 御異議なしと認めます。

よって、報告第5号から報告第7号は、原案のとおり承認と決定いたしました。

議長(西尾寿之君) 次に、日程第6、議案第5号 上川教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び上川教育研修センター組合規約の一部変更についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。武市市長職務執行者。

市長職務執行者(武市 昇君) (登壇) ただいま議題となりました議案第5号について、御説明申し上げます。上川教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及び上川教育研修センター組合規約の一部変更について、御説明申し上げます。

本議案は、教職員等の研修並びに研修に関する調査研究を実施するため、上川支庁管内の市町村により組織した一部事務組合であります上川教育研修センター組合からの、旧士別市及び旧朝日町の脱退並びに新市での同組合への加入について、市町村の合併の特例に関する法律第9条の3第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。規約の改正点につきましては、合併に伴う構成自治体名称の改正及び自治体数減少に伴う事務組合議会の議員の数の減

少並びに法改正に伴う文言修正であります。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。 (降壇)

議長(西尾寿之君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西尾寿之君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西尾寿之君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長(西尾寿之君) 次に、日程第7、調査第1号 議会運営委員会の閉会中継続審査についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。阿部豊吉議員。

24番(阿部豊吉君) (登壇) ただいま議題となりました調査第1号 議会運営委員会の閉会中継続審査について、その提案理由を御説明申し上げます。

議会運営委員会の所掌事務のうち、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例などに関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査研究しようとするものであります。

議員の任期中、閉会中継続審査の承認をくださいますよう、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。 (降壇)

議長(西尾寿之君) お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西尾寿之君) 御異議なしと認めます。

よって、調査第1号は原案のとおり可決されました。

議長(西尾寿之君) 次に、日程第8、調査第2号 議会広報特別委員会の閉会中継続審査についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。小池浩美議員。

10番(小池浩美君) (登壇) ただいま議題となりました調査第2号 議会広報特別委員会の閉会中継続審査について、その提案理由を御説明申し上げます。

議会広報特別委員会に付託された議会広報の編集、発行及び調査研究について、閉会中においても審査の必要があることから、議員の任期中、閉会中継続審査の承認をくださいますよう、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。 (降壇)

議長(西尾寿之君) お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西尾寿之君) 御異議なしと認めます。

よって、調査第2号は原案のとおり可決されました。

議長（西尾寿之君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。
平成17年第1回臨時会は、これをもって閉会いたします。
御苦労様でした。

（午前10時54分 閉会）